

第三 宅地建物取引主任者資格試験事業

一 はじめに

宅地建物取引主任者資格試験（昭和39年度までは宅地建物取引員試験。以下「宅建試験」という。）は、昭和32年度に制度が創設され、昭和33年度から昭和62年度までは都道府県知事が、昭和63年度から平成15年度までは財団法人不動産適正取引推進機構（以下「機構」という。）が47都道府県知事より試験事務の委任を受け、当該都道府県に所在する協力機関（別表）の協力を得て試験を実施してきた。

宅建試験制度創設以降の試験実施主体別の状況を表1によりみてみると、これまでの試験実施回数（46回）のうち、機構実施の試験回数（16回）は都道府県知事実施の試験回数（30回）の約半数であるのに対し、機構実施の試験の申込者数（約417万人）は都道府県知事実施の試験の申込者数（約276万人）を大きく上回っている。これは、バブル以降、不動産取引への関心の高まりにより、それまで10万人台で推移していた申込者数が、多いときでは40万人台にまで増加したことが大きな理由であると考えられる。

表1 試験実施主体別総実績

試験実施主体	申込者数	構成比
都道府県知事(昭和33～62)	2,765,981	39.8%
推進機構(昭和63～平成15)	4,175,399	60.2%
合 計	6,941,380	

*昭和33年、34年及び37年の申込者数は、推計である。

次に、機構が試験を実施して以降の宅建試験申込者の推移を表2によりみてみると、10周年記念特集号でも既述したとおり、昭和63年度から平成5年度までは前半3年間は申込者20万人増、後半3年間は18万人減という「激

動の時代」であった。それに対し、平成6年度以降は、平成8年度から13年度までは6年連続で申込者数が減少しており、平成6年度及び7年度は若干の増加をしたものの、平成3年度から減少傾向が続いていた。宅建試験にとって「冬の時代」であったといえる。しかし、平成14年度及び15年度には、郵送受付の促進や申込書配布箇所の拡充を図り、増加率は低いものの増加に転じており、今後の動向が注目される場所である。

以下、平成5年度までの経緯については「5周年記念特集号」及び「10周年記念特集号」で既述しているので、今回は、その後の宅建試験の制度の変遷等、今後の課題及び宅建試験の実績について記載する。

表2 機構設立後の宅建試験申込者の推移

年 度	申込者数	増減数	増減率
昭和 63	280,660	61,571	
平成 元	339,282	58,622	20.9%
2	422,904	83,622	24.6%
3	348,008	-74,896	-17.7%
4	282,806	-65,202	-18.7%
5	242,212	-40,594	-14.4%
6	248,076	5,864	2.4%
7	249,678	1,602	0.6%
8	244,915	-4,763	-1.9%
9	234,175	-10,740	-4.4%
10	224,822	-9,353	-4.0%
11	222,913	-1,909	-0.8%
12	210,465	-12,448	-5.6%
13	204,629	-5,836	-2.8%
14	209,672	5,043	2.5%
15	210,182	510	0.2%
合 計	4,175,399		

二 宅建試験制度の変遷等(平成6年度～平成15年度)

制度の変遷については、宅地建物取引業法(以下「法」という。)及び試験事務について記述することとする。

1 法の変遷

(1) 受験資格の撤廃(平成7年)

平成7年度までは受験資格があり、「高等学校を卒業した者」、「宅地又は建物の取引に関し2年以上の実務の経験を有する者」、「都道府県知事が建設省令で定めるところにより前記に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者」でなければ受験することができなかった。しかし、高学歴化等の進展により、平成8年度から受験資格が廃止され、誰でも受験できることとなった。

受験資格があった時期は、資格の審査をするにあたり、学歴については、旧制の学校で外地に所在した場合や既に学校が廃止になっている場合の証明、また、実務経験については、勤務していた会社がなくなっていた場合の証明が困難であり、申込者にとっては証明資料の提出、審査する側にとってもその確認に時間を要し、事務処理が煩雑であった。

(2) 一部試験免除の創設(平成7年)

平成7年より、国土交通大臣が指定する者(以下「指定講習機関」という。財団法人不動産流通近代化センターが平成8年8月に指定された。)が行う講習の課程を修了した者については、試験の一部を免除することとなった。この講習は、宅地建物取引業(以下「業」という。)に従事している者に対し、業に関する実用的な知識、業に係る紛争の防止に関して必要な知識、業務に従事する者の業務の適正化及び資質の向上を図るため必要な知識の習得を目的とし、講習の修了試験に合格した者は、講習修了者証が交付され、合格した日から3年以内に実施される宅建試験を受験する

場合に試験の一部が免除されることとなる。講習は3か月間の通信教育と2日間のスクーリングであり、修了試験合格者が決定するのは6月末となる。講習申込みの締切日は宅建試験合格発表後の12月中旬であり、講習は2月から6月末までであり、修了するのは5か月間を要する。このような実態から、制度創設は平成7年であるが、実際に講習修了者が宅建試験を受験したのは、平成9年度からである。免除されるのは、法施行規則第8条第1号「土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。」、第5号「宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。」である。現在、宅建試験問題の出題50問(45問までは講習修了者も同じ問題)中、第46問から第50問までが免除される。

(3) 試験実施主体の変更(平成11年)

平成7年5月19日地方分権推進法が制定されたことに伴い、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(地方分権一括法)が平成11年7月8日成立し、この中で法の一部も改正され、宅建試験については、平成12年4月1日から建設大臣(現国土交通大臣)の機関委任事務から都道府県の自治事務となった。

このことに伴い、従来法施行令第2条の3で規定されていた受験料の額7,000円は、地方自治法第228条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとし「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」により標準事務と標準金額が定められ、この政令に基づき、各都道府県は条例を定めて手数料を徴することとなった。また、指定試験機関が試験を実施する場合は、試験指定機関に納め、その収入とすることも条例で規定された。なお、受験手数料は、平成5年以降改定されていないが、今後、改定する場合は、47都道府県の条例改正が必要である。

2 試験事務の変遷

(1) 申込みまでの対応

① 試験実施に係る周知措置の拡充

平成13年度からインターネットにより試験実施予定、実施公告後の申込受付書の配布の期間、配布場所、申込場所、試験日や合格発表日等を公表し、受験申込希望者の利便を図っている。インターネットによる周知措置の拡充に伴い、申込書配布日前の週に実施していた新聞による広報は、平成15年度から廃止することとした。

② 申込書の配布場所の拡充

申込書の配布は、主に協力機関や都道府県の施設を利用して行っている。しかし、これらの場所での配布は、夜間や土・日曜日や祝日に配布されない場合が多く（図書館や百貨店で配布しているところも一部にあった。）、申込書の入手が困難な受験申込希望者がいた。このため、平成12年度に大阪において、夜間、土・日曜日や祝日も営業している量販書店を配布場所とした。以降、平成13年度に兵庫、平成14年度に千葉、東京、京都及び奈良、平成15年度には、新潟及び神奈川が量販書店を配布場所としている。

(2) 申込みに対する対応

① 郵送受付の促進

都道府県知事が宅建試験を実施していた昭和62年度までは、一部の都道府県において、離島等の交通の不便な場所に居住している申込希望者に対して、例外的に郵送による申込みが認められていた。機構に委託された後、昭和63年度には、機構において25県の郵送申込の受付を実施したが、大量の申込みを短期間に間違いなく処理することは極めて困難等により、平成元年度からは、協力機関に郵送受付の実施を委ねた。その後、受験資格の撤廃等による申込書の簡素化により、郵送受付未実施の各協力機関と協議のうえ、順次、郵送

申込みを実施し、平成14年度から全都道府県で郵送受付を実施している。また、平成15年度から郵送申込用の統一封筒を作成し、より一層受験申込希望者の利便を図るとともに協力機関の事務処理の円滑化、申込書の整理の簡素化を図っている。

② 写真サイズ等の改善

宅建試験合格者は都道府県において宅地建物取引主任者資格登録を受けるので、その際、各都道府県は、機構から送付された合格者の申込書に貼付されている写真により登録申請者が合格者であるかの本人確認を行っている。そのため、他の資格試験と比べ、写真の内容（写真の鮮明さ、大きさ、背景の有無等）及びその耐久性についてより厳格に対応することが必要となる。平成9年度までは、写真の大きさは「縦5cm×横5cm」のサイズのみ有効としていたため、少しでも規格にあわない場合に取り直しを指示しなければならず、申込窓口でのトラブルが多発し対応に苦慮する事例が多々あった。そのため、平成10年度から写真の大きさを「パスポートサイズ（縦4.5cm×横3.5cm）からビザサイズ（縦5cm×横5cm）」までと大きさに幅をもたせたものに変更し、申込者の便宜を図るとともに審査にあたっての柔軟性をもたせている。

また、当初、デジタルカメラにより撮影した写真の使用は禁止していたが、デジタルカメラの高画質化に伴い、普通のカメラで撮影したものと比較してその質にほとんど遜色がなくなってきたため、平成14年度からは、印画紙に焼き付けたものであれば申込書の貼付写真として認めることとした。

③ 申込書における本籍地都道府県名及び外国籍の記載の廃止

本籍地等の申込書への記入は本人確認の一手段として実施していたが、平成14年度から廃止した。

④ 指定講習修了者の講習修了証の貼付

一部試験問題免除の制度ができたことに伴い、平成9年度から講習修了者が免除を受けようとする場合、講習修了者証を申込書に添付させることとした。

⑤ 身体障害者等への対応

従来より、車椅子使用者等歩行困難な受験者や視覚障害のある受験者等に対しては、申込時に障害状況についての申出があった場合、必要な配慮をしてきている。これまで配慮した具体例及び最初の申出があった年度として、専用会場の用意(昭和63年度)、試験時間の延長(平成元年度)、点字の試験問題及び点字が読めない受験者に対するテープに録音した試験問題(平成3年度)、拡大文字の試験問題(平成4年度)等があげられる。今後も受験者の必要に応じ、適宜配慮を行っていく。

(3) 受験時の対応

① 試験当日の本部員及び監督のためのビデオの制作

試験は、適正かつ円滑に実施されることが求められている。このため、試験事務全般について詳細に記載した「試験事務マニュアル」や、試験当日の本部員・監督員に対する「タイムスケジュールマニュアル」を作成している。しかし、試験事務を初めて担当する者にとっては、それらのマニュアルを読むだけで具体的な試験事務の流れを見通すことは困難であり、また、経験者であっても、年に一度の試験のため、その記憶により正確に事務を行うことは困難な場合が多い。そのため、試験当日の事務処理の流れを映像化し、視覚に訴えることにより、より試験事務を全国統一的に、かつ、円滑に実施するため、試験当日の本部員及び監督員が行うべき業務をまとめたビデオを作成している。これを各協力機関に配布することにより監督員説明会の時などに有効に活用されている。最初の作成から制

度改定に対応して数度刷新してきた。最新版(平成10年度制作)を作成して以来、無線通信機器等の取扱い及び途中退出者の取扱い等により一部変更が生じたため、平成15年度においてこれに対応した改定を行った。

② 携帯電話、ポケットベル等無線通信機器の取扱い

携帯電話、ポケットベル等無線通信機器については、不正受験に利用されることが懸念されるため、平成3年度から試験会場への持込みを禁止してきた。しかし、実際は無線通信機器の持込みが後を絶たず、また、昨今の携帯電話の急速な普及により、その持込み禁止は現実的な方法ではなくなってきた。そのため、平成13年度からは無線通信機器の持込みは認めるが、スイッチを切ったうえ、所定の封筒に封入し、監督員の指示した所定の場所に置くこととした。封入していない無線通信機器の所持が判明した場合、不正受験とみなしている。

③ 試験時間中の病気等による退出者の取扱い

試験時間中に気分が悪くなった受験者については、試験本部で休養するか、救急車による病院への搬送により対応することになっており、受験者が、試験終了までに再入室できない場合は、従来は棄権したものと見做して、解答は無効として取り扱っていたが、平成15年度からは有効として取り扱うこととした。

④ 天災等に対応する措置

従前より台風・地震等の自然災害や公共交通機関の運行停止による試験実施への影響等に対応するため、最大限2時間を限度とする開始時間の繰下げや試験中止の特例について定めていたが、より具体的な対応策を盛り込んだ「天災等の際の措置要領」を平成7年度に策定した。更に、試験実施妨害に対して対応するため「試験当日の試験妨害行為等に対する取扱い」、試験時間中の天災等の発生や試験

妨害等があった場合に二次災害を回避するため「二次災害回避のための誘導等」をそれぞれ平成14年度に策定し、有事の際に協力機関が迅速に対処できるよう、危機管理体制の強化を図っている。

(4) 合格発表の対応

① 合否判定基準の公表

昨今の情報公開の促進という観点から、委託元である都道府県と協議のうえ、平成14年度から合格発表日に合否判定基準を公表することとした。ただし、平成13年度以前については公表していない。

② 問題正解番号の公表

平成14年度から合否判定基準を公表したことに伴い、問題正解番号を平成15年度から合格発表日に公表することとした。ただし、平成14年度以前については、公表していない。合否判定基準の公表から1年遅れたのは、委託元の都道府県の事務遂行に影響があるかどうか都道府県と協議する必要があったからである。

③ 合格者の受験番号等のインターネットでの公表

合格発表は、理事長の指定する掲示場所に受験番号と氏名を公表することにより行っている（一部の都道府県では、公報に掲載するところもある）。掲示は、合格発表から3日間行っているが、平日の朝から夕方までの掲示であるため、仕事等の都合により掲示場所まで足を運ぶことが困難な受験者も多い。そのため、機構ホームページにおいて、平成14年度から「合格者の受験番号」及び「合否判定基準」を、平成15年度からはそれらに加え「正解番号」も公表している。なお、これらの情報は機構のホームページに2か月間掲載している。インターネットによる情報提供は、24時間アクセスすることが可能であるので、受験者にとっての利便性は格段に向上した。

④ 都道府県及び各協力機関とのインターネットのネットワーク

機構のホームページだけでは、一時的にアクセスできないことに備えて都道府県及び協力機関のアドレスからもアクセスできるよう機構とリンクして受験者の便宜を図っている。

三 今後の課題

1 インターネット受付の対応

平成13年1月に「e-Japan戦略」が決定され、申請・届出等手続については、「e-Japan重点計画」に基づき、アクション・プログラムが策定された。しかし、実施時期の前倒し、行政手続の簡素化、合理化等の観点から更なる推進が求められ「行政手続等の電子化推進に関するアクション・プログラム」が新たに策定されている。インターネット申込みを実施するにあたっては、受験手数料の支払方法及び写真の添付方法や機構と協力機関との役割分担が問題となる。写真については、合格者で登録を希望する者について、都道府県の窓口で本人確認の資料となるので、写真内容とその耐久性が問題となってくる。

2 登録講習機関制度

平成15年6月18日に公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成15年法律第96号。平成16年3月1日施行）の中で法の一部が改正され、国土交通大臣の登録を受けた者も登録講習機関となることが可能となった。これに伴い、平成16年2月17日に法施行規則も改正され、平成16年3月1日から施行された。

現在、財団法人不動産流通近代化センターのみが指定講習機関として指定されているが、今後、近代化センター及び新たに登録を受けた登録講習機関とどのように連携していくのか、協力機関の試験会場の確保、受験申込書の受付にあたっての問題等を検討する必要がある。

ある。

四 宅建試験の実績

宅建試験の実績については、主に平成5年度の実績を基準とし平成15年度の実績について記載することとする。

1 申込者の状況

(1) 年度別の推移

表3は、平成5年度から15年度までの申込者、受験者及び合格者について前年度比を増減率で記載している。

申込者は、各年度では、平成6年度及び7年度は対前年比増加しているが、平成8年度から13年度まで6年間にわたり減少している。減少した要因としては、土地の公示価格が全用途平均で平成4年から平成15年までの12年間にわたり対前年比減少していることが考えられる。また、平成9年度及び10年度における減少は、平成9年度において都市銀行及び大手証券の経営不安の影響も考えられる。

しかし、平成14年度2.5%及び平成15年度

0.2%は増加している。増加した要因として、大都市部で量販書店、図書館及び百貨店での夜間、土・日曜日及び祝日の試験案内書の配布、更に、昨今の不況の影響による倒産、リストラ等により平成13年半ばから完全失業率が5%を超える雇用不安などに対処するための資格取得が考えられる。

なお、合格率は、各年度において難易度が同一の試験問題を作成することは困難なこと、合格の基準点が整数であること等により、年度間でばらつきがある。

表3 年度別推移表

年度	申込者	対前年 増減数	対前年 増減率	受験者	対前年 増減率	受験率	合格者	対前年 増減率	合格率
5	242,212			195,577		80.7%	28,138		14.4%
6	248,076	5,864	2.4%	201,542	3.0%	81.2%	30,500	8.4%	15.1%
7	249,678	1,602	0.6%	202,589	0.5%	81.1%	28,124	-7.8%	13.9%
8	244,915	-4,763	-1.9%	197,168	-2.7%	80.5%	29,065	3.3%	14.7%
9	234,175	-10,740	-4.4%	190,131	-3.6%	81.2%	26,835	-7.7%	14.1%
10	224,822	-9,353	-4.0%	179,713	-5.5%	79.9%	24,930	-7.1%	13.9%
11	222,913	-1,909	-0.8%	178,384	-0.7%	80.0%	28,277	13.4%	15.9%
12	210,465	-12,448	-5.6%	168,094	-5.8%	79.9%	25,928	-8.3%	15.4%
13	204,629	-5,836	-2.8%	165,104	-1.8%	80.7%	25,203	-2.8%	15.3%
14	209,672	5,043	2.5%	169,657	2.8%	80.9%	29,423	16.7%	17.3%
15	210,182	510	0.2%	169,625	0.0%	80.7%	25,942	-11.8%	15.3%

表3-1は平成5年度の試験実施状況を都道府県別に申込者数、受験者数、受験率、合格者数、合格率を記載している。また、表3-2は平成15年度の試験実施状況を都道府県別に申込者数、増減率（対平成5年度）、受験者数、受験率、合格者数、合格率を掲載している。

申込者は大都市をかかえる都府県が多く、東京都3万人台、神奈川県2万人台、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府及び兵庫県が1万人台で推移している。平成5年度との対比では、全体では、減少しているが、青森県、滋賀県及び鳥取県の3県で増加している。人数では埼玉県が、率では佐賀県が最も減少している。

受験率では、80%前後で推移しているが、19都府県で低下している。長崎県が2.5ポイントと低く、高いのが鳥取県の5.8ポイントである。

合格率では、1都3県が16%台で、他の地域より高くなっている。12都県で低くなっており、岩手県が5.1ポイント高く、沖縄県が2.6ポイント低くなっている。

表3-1 平成5年度宅地建物取引主任者資格試験実施状況

地域	都道府県	申込者	受験者	受験率	合格者	合格率
北海道・東北	北海道	7,030	5,703	81.1	678	11.9
	青森県	1,125	901	80.1	92	10.2
	岩手県	1,340	1,035	77.2	94	9.1
	宮城県	4,135	3,244	78.5	396	12.2
	秋田県	993	777	78.2	102	13.1
	山形県	1,161	919	79.2	126	13.7
	福島県	2,577	2,036	79.0	213	10.5
北関東・甲信越	茨城県	4,526	3,658	80.8	475	13.0
	栃木県	3,015	2,392	79.3	328	13.7
	群馬県	3,115	2,572	82.6	419	16.3
	新潟県	3,002	2,412	80.3	369	15.3
	山梨県	1,545	1,228	79.5	131	10.7
都三県	長野県	3,138	2,437	77.7	310	12.7
	埼玉県	18,644	15,074	80.9	2,371	15.7
	千葉県	15,317	12,378	80.8	1,880	15.2
	東京都	38,738	31,086	80.2	5,136	16.5
北陸・東海	神奈川県	23,441	18,755	80.0	2,862	15.3
	富山県	1,420	1,127	79.4	164	14.6
	石川県	2,057	1,623	78.9	226	13.9
	福井県	1,170	900	76.9	129	14.3
	岐阜県	2,911	2,357	81.0	265	11.2
	静岡県	6,116	5,053	82.6	704	13.9
	愛知県	11,832	9,745	82.4	1,390	14.3
	三重県	2,632	2,178	82.8	276	12.7
	滋賀県	2,007	1,651	82.3	204	12.4
	京都府	5,541	4,575	82.6	609	13.3
近畿	大阪府	19,417	15,957	82.2	2,272	14.2
	兵庫県	11,746	9,712	82.7	1,382	14.2
	奈良県	3,170	2,648	83.5	432	16.3
	和歌山県	1,323	1,063	80.3	132	12.4
	鳥取県	529	390	73.7	60	15.4
	島根県	725	548	75.6	70	12.8
中国・四国	岡山県	2,759	2,247	81.4	300	13.4
	広島県	5,170	4,198	81.2	566	13.5
	山口県	1,859	1,479	79.6	191	12.9
	徳島県	1,151	930	80.8	136	14.6
	香川県	1,533	1,210	78.9	148	12.2
	愛媛県	1,843	1,465	79.5	179	12.2
	高知県	806	650	80.6	105	16.2
	福岡県	9,407	7,561	80.4	1,068	14.1
	佐賀県	1,106	905	81.8	101	11.2
	長崎県	1,936	1,563	80.7	202	12.9
九州	熊本県	2,681	2,178	81.2	260	11.9
	大分県	1,520	1,173	77.2	138	11.8
	宮崎県	1,322	1,046	79.1	123	11.8
	鹿児島県	1,871	1,413	75.5	130	9.2
	沖縄県	1,810	1,425	78.7	194	13.6
合 計		242,212	195,577	80.7	28,138	14.4

表3-2 平成15年度宅地建物取引主任者資格試験実施状況

地域	都道府県	申込者	増減率	受験者	受験率	合格者	合格率
北海道・東北	北海道	5,617	-20.1%	4,576	81.5	733	16.0
	青森県	1,213	7.8%	995	82.0	139	14.0
	岩手県	1,306	-2.5%	1,004	76.9	143	14.2
	宮城県	3,443	-16.7%	2,703	78.5	374	13.8
	秋田県	903	-9.1%	724	80.2	110	15.2
	山形県	1,043	-10.2%	874	83.8	161	18.4
	福島県	1,971	-23.5%	1,611	81.7	203	12.6
北関東・甲信越	茨城県	3,541	-21.8%	2,906	82.1	434	14.9
	栃木県	2,249	-25.4%	1,765	78.5	227	12.9
	群馬県	2,468	-20.8%	2,035	82.5	289	14.2
	新潟県	2,146	-28.5%	1,737	80.9	251	14.5
	山梨県	1,193	-22.8%	951	79.7	122	12.8
	長野県	2,353	-25.0%	1,857	78.9	221	11.9
一都三県	埼玉県	15,903	-14.7%	13,055	82.1	1,988	15.2
	千葉県	12,586	-17.8%	10,064	80.0	1,667	16.6
	東京都	36,815	-5.0%	29,014	78.8	4,623	15.9
	神奈川県	20,782	-11.3%	16,808	80.9	2,796	16.6
北陸・東海	富山県	1,173	-17.4%	926	78.9	159	17.2
	石川県	1,666	-19.0%	1,344	80.7	186	13.8
	福井県	886	-24.3%	709	80.0	109	15.4
	岐阜県	2,499	-14.2%	2,055	82.2	308	15.0
	静岡県	4,889	-20.1%	3,964	81.1	584	14.7
	愛知県	10,894	-7.9%	8,955	82.2	1,387	15.5
	三重県	2,057	-21.8%	1,700	82.6	272	16.0
近畿	滋賀県	2,153	7.3%	1,753	81.4	245	14.0
	京都府	5,201	-6.1%	4,184	80.4	638	15.2
	大阪府	17,430	-10.2%	14,269	81.9	2,068	14.5
	兵庫県	10,182	-13.3%	8,331	81.8	1,288	15.5
	奈良県	2,629	-17.1%	2,132	81.1	331	15.5
	和歌山県	1,156	-12.6%	951	82.3	136	14.3
	鳥取県	560	5.9%	445	79.5	68	15.3
中国・四国	島根県	631	-13.0%	502	79.6	82	16.3
	岡山県	2,184	-20.8%	1,760	80.6	265	15.1
	広島県	4,016	-22.3%	3,309	82.4	518	15.7
	山口県	1,457	-21.6%	1,197	82.2	198	16.5
	徳島県	850	-26.2%	677	79.6	98	14.5
	香川県	1,383	-9.8%	1,111	80.3	154	13.9
	愛媛県	1,712	-7.1%	1,400	81.8	194	13.9
	高知県	790	-2.0%	638	80.8	98	15.4
	福岡県	8,250	-12.3%	6,733	81.6	1,029	15.3
	佐賀県	744	-32.7%	595	80.0	76	12.8
九州	長崎県	1,440	-25.6%	1,126	78.2	148	13.1
	熊本県	2,032	-24.2%	1,651	81.3	212	12.8
	大分県	1,296	-14.7%	1,022	78.9	145	14.2
	宮崎県	988	-25.3%	797	80.7	125	15.7
	鹿児島県	1,723	-7.9%	1,335	77.5	189	14.2
	沖縄県	1,779	-1.7%	1,375	77.3	151	11.0
合 計		210,182	-13.2%	169,625	80.7	25,942	15.3

(2) 地域別

表4-1は申込者を7地域及び男女別に区分し、平成5年度及び15年度のそれぞれの申込者の男女別の人数、増減率及び対平成5年度との平成15年度の増減全体に占める割合を掲載している。

平成15年度の地域別の増減をみてみると、全ての地域で減少している。人数では、申込者の多い大都市を抱える1都3県及び近畿がその他地域よりも減少していて、申込者の41%を占めている1都3県は、増減全体に占める比率では、減少数の31.4%を占めている。

一方、率では、1都3県及び近畿がその他の地域よりも減少率は少ない。

また、男女別で増減をみると、1都3県(女)の減少率が最も低くなっている。人数では、1都3県(男)が一番減少し、申込者の30.6%を占め、増減全体に占める比率では、減少数の26.5%を占めている。一方、率では、北関東・甲信越(女)が一番減少している。

協力機関の積極的な量販書店、図書館及び百貨店における、土・日曜日、祝日、夜間の試験案内書の配布場所の開拓がなければ、減少数は更に増加したと思われる。

表4-1 申込者地域別・男女別推移表

地 域	性別	申込者数(人)		増 減 率	増減の全体に 占める割合
		平成5年度	平成15年度		
		A	B		
北海道・東北	男	14,495	12,109	-16.5%	7.4%
	女	3,866	3,387	-12.4%	1.5%
	計	18,361	15,496	-15.6%	
北関東・甲信越	男	14,374	10,936	-23.9%	10.7%
	女	3,967	3,014	-24.0%	3.0%
	計	18,341	13,950	-23.9%	
一 都 三 県	男	72,768	64,291	-11.6%	26.5%
	女	23,372	21,795	-6.7%	4.9%
	計	96,140	86,086	-10.5%	
北 陸・東 海	男	21,888	18,641	-14.8%	10.1%
	女	6,250	5,423	-13.2%	2.6%
	計	28,138	24,064	-14.5%	
近 畿	男	33,151	29,718	-10.4%	10.7%
	女	10,053	9,033	-10.1%	3.2%
	計	43,204	38,751	-10.3%	
中 国・四 国	男	12,490	10,373	-16.9%	6.6%
	女	3,885	3,210	-17.4%	2.1%
	計	16,375	13,583	-17.1%	
九 州	男	16,512	13,966	-15.4%	7.9%
	女	5,141	4,286	-16.6%	2.7%
	計	21,653	18,252	-15.7%	
合 計	男	185,678	160,034	-13.8%	
	女	56,534	50,148	-11.3%	
	計	242,212	210,182	-13.2%	
			C	*増減内訳 0 △ 32,030	

(3) 年代別

表4-2は、申込者を年代及び男女別に区分し平成5年度及び15年度のそれぞれの申込者の男女別の人数、増減率及び対平成5年度との平成15年度の増減全体に占める割合を掲載している。

平成15年度の年代別の増減をみると、増加しているのは、30代、50代及び60代以上で、申込者の10.3%を占めている50代は、増減全体に占める比率の増加数の60%を占めている。

一方、減少しているのは、10代、20代及び40代で、申込者の37.8%を占めている20代は、増減全体に占める比率では、減少数の69.6%を占めている。

また、男女別で増減をみると、人数では、申込者の8.5%を占めている50代（男）が増減全体に占める比率の増加数の40.7%を占めている。一方、減少しているのは、申込者の26.8%を占めている20代（男）が増減全体に占める比率の減少数の50.9%を占めている。

(4) 職業別

平成5年度における職業の確認は、受験時に解答用紙に記入させる方法により行っていたため、申込者の職業に関するデータは存在しない。

表4-2 申込者年代別・男女別推移表

年 代	性別	申込者数（人）		増 減 率	増減の全体に占める割合
		平成5年度	平成15年度		
		A	B		
10 代	男	2,709	1,945	-28.2%	1.9%
	女	1,322	1,065	-19.4%	0.6%
	計	4,031	3,010	-25.3%	
20 代	男	76,404	56,235	-26.4%	50.9%
	女	30,576	23,172	-24.2%	18.7%
	計	106,980	79,407	-25.8%	
30 代	男	52,855	53,242	0.7%	5.1%
	女	12,489	14,608	17.0%	27.9%
	計	65,344	67,850	3.8%	
40 代	男	35,422	26,898	-24.1%	21.5%
	女	9,488	6,993	-26.3%	6.3%
	計	44,910	33,891	-24.5%	
50 代	男	14,712	17,802	21.0%	40.7%
	女	2,375	3,842	61.8%	19.3%
	計	17,087	21,644	26.7%	
60 代～	男	3,576	3,912	9.4%	4.4%
	女	284	468	64.8%	2.4%
	計	3,860	4,380	13.5%	
合 計	男	185,678	160,034	-13.8%	
	女	56,534	50,148	-11.3%	
	計	242,212	210,182	-13.2%	
			C	*増減内訳 7,583 △ 39,613	

2 受験者の状況

(1) 受験率の推移

表5は、平成5年度及び平成15年度の受験率の推移を掲載している。申込者及び受験者は、平成15年度は減少しているが、受験率は同じである。

(2) 地域別

表5-1は、受験者を地域及び男女別に区分し、平成5年度及び15年度のそれぞれの受験者の男女別の人数、増減率及び対平成5年度との平成15年度の増減全体に占める割合を掲載している。

平成15年度の地域別の増減をみると、申込者と同様の傾向にあるが、全ての地域で減少している。人数では、申込者の多い大都市を抱える1都3県及び近畿がその他の地域より減少し、特に受験者の40.6%を占めている1都3県は、増減全体に占める比率では、減少数の32.1%を占めている。一方、減少率では、1都3県及び近畿がその他の地域よりも減少率は少ない。

また、男女別の増減をみると、人数では、受験者の30.2%を占めている1都3県(男)が一番減少し、増減全体に占める比率では、減少数の26.3%を占めている。一方、率では、北関東・甲信越(女)が一番減少している。

表5 受験率推移

	平成5年度	平成15年度
申込者	242,212	210,182
受験者	195,577	169,625
受験率	80.7%	80.7%

表5-1 受験者地域別・男女別推移表

地 域	性 別	受験者数(人)		増 減 率 (B-A)/A	増減の全体に 占める割合 (B-A)/C
		平成5年度	平成15年度		
		A	B		
北海道・東北	男	11,425	9,696	-15.1%	6.7%
	女	3,190	2,791	-12.5%	1.5%
	計	14,615	12,487	-14.6%	
北関東・甲信越	男	11,434	8,783	-23.2%	10.2%
	女	3,265	2,468	-24.4%	3.1%
	計	14,699	11,251	-23.5%	
一 都 三 県	男	58,129	51,292	-11.8%	26.3%
	女	19,164	17,649	-7.9%	5.8%
	計	77,293	68,941	-10.8%	
北 陸・東 海	男	17,699	15,037	-15.0%	10.3%
	女	5,284	4,616	-12.6%	2.6%
	計	22,983	19,653	-14.5%	
近 畿	男	27,094	24,145	-10.9%	11.4%
	女	8,512	7,475	-12.2%	4.0%
	計	35,606	31,620	-11.2%	
中 国・四 国	男	9,952	8,336	-16.2%	6.2%
	女	3,165	2,703	-14.6%	1.8%
	計	13,117	11,039	-15.8%	
九 州	男	12,997	11,105	-14.6%	7.3%
	女	4,267	3,529	-17.3%	2.8%
	計	17,264	14,634	-15.2%	
合 計	男	148,730	128,394	-13.7%	
	女	46,847	41,231	-12.0%	
	計	195,577	169,625	-13.3%	
			C	*増減内訳 0 △ 25,952	

(3) 年代別

表5-2は、受験者を年代及び男女別に区分し、平成5年度及び15年度のそれぞれの申込者の男女別の人数、増減率及び対平成5年度との平成15年度の増減全体に占める割合を掲載している。

平成15年度の年代別の増減をみると、増加しているのは、30代、50代及び60代以上で、受験者の10.5%を占めている50代は、増減全体に占める比率の増加数の52.8%を占めている。一方、減少しているのは、10代、20代及び40代で、受験者の38.5%を占めている20代は、増減全体に占める比率の減少数の66.9%を占めている。

また、男女別で増減をみると、人数では、受験者の8.6%を占めている50代（男）が増減全体に占める比率の増加数の33.7%を占めて

いる。

一方、減少しているのは、受験者の27.2%を占めている20代（男）が、増減全体に占める比率の減少数の48.4%を占めている。申込者及び受験者の増減では、受験者が少ないのが一般的であるが、顕著なのは男女別の申込者及び受験者の増減では、10代（男）の申込者が、764人減少しているのに対し、受験者は770人減少している。また、30代（男）の申込者が387人増加しているのに対し、受験者は883人増加している。

表5-2 受験者年代別・男女別推移表

年 代	性別	受験者数（人）		増 減 率	増減の全体に占める割合
		平成5年度	平成15年度		
		A	B		
10 代	男	2,461	1,691	-31.3%	2.4%
	女	1,173	956	-18.5%	0.7%
	計	3,634	2,647	-27.2%	
20 代	男	61,551	46,107	-25.1%	48.4%
	女	25,111	19,191	-23.6%	18.5%
	計	86,662	65,298	-24.7%	
30 代	男	40,824	41,707	2.2%	14.8%
	女	10,203	11,708	14.8%	25.2%
	計	51,027	53,415	4.7%	
40 代	男	28,272	20,967	-25.8%	22.9%
	女	8,038	5,758	-28.4%	7.1%
	計	36,310	26,725	-26.4%	
50 代	男	12,523	14,538	16.1%	33.7%
	女	2,066	3,211	55.4%	19.1%
	計	14,589	17,749	21.7%	
60 代～	男	3,099	3,384	9.2%	4.8%
	女	256	407	59.0%	2.5%
	計	3,355	3,791	13.0%	
合 計	男	148,730	128,394	-13.7%	
	女	46,847	41,231	-12.0%	
	計	195,577	169,625	-13.3%	
			C		
			*増減内訳 5,984 △ 31,936		

(4) 職業別

表5-3は、受験者を職業及び男女別に区分し、平成5年度及び15年度それぞれの男女別の人数、増減率及び対平成5年度との平成15年度の増減全体に占める割合を掲載している。

平成15年度の職業別の増減をみると、増加しているのは、他業種だけで他は減少している。受験者の9.5%を占める金融関係は、増減全体に占める比率の減少数の47%を占めている。

男女別でみると増加しているのは、不動産業(女)、他業種(男)及び学生(女)で、受験者の7.5%を占めている不動産業(女)及び受験者の16%を占めている他業種(男)は、増減全体に占める比率の増加数のそれぞれ35.1%を占めている。減少しているのは、受験者の8.0%を占めている金融関係(男)及び20.9%を占めている不動産業(男)で、増減全体に占める比率の減少数では、金融関係(男)は39.1%及び不動産業(男)は、22.8%を占めている。

表5-3 受験者職業別・男女別推移表

職 業	性別	受験者数(人)		増 減 率	増減の全体に占める割合
		平成5年度	平成15年度		
		A	B	(B-A)/A	(B-A)/C
不 動 産 業	男	42,078	35,485	-15.7%	22.8%
	女	11,726	12,766	8.9%	35.1%
	計	53,804	48,251	-10.3%	
金 融 関 係	男	24,832	13,532	-45.5%	39.1%
	女	4,897	2,625	-46.4%	7.9%
	計	29,729	16,157	-45.7%	
他 業 種	男	52,756	53,795	2.0%	35.1%
	女	10,829	10,748	-0.7%	0.3%
	計	63,585	64,543	1.5%	
学 生	男	14,403	12,818	-11.0%	5.5%
	女	4,479	5,361	19.7%	29.8%
	計	18,882	18,179	-3.7%	
主 婦	男	0	0		
	女	9,897	6,170	-37.7%	12.9%
	計	9,897	6,170	-37.7%	
そ の 他	男	14,661	12,764	-12.9%	6.6%
	女	5,019	3,561	-29.0%	5.0%
	計	19,680	16,325	-17.0%	
合 計	男	148,730	128,394	-13.7%	
	女	46,847	41,231	-12.0%	
	計	195,577	169,625	-13.3%	
			C	* 増減内訳 2,961 △ 28,913	

3 合格者の状況

(1) 合格率の推移

表6は、合格率の推移を掲載している。平成5年度との対比では、15年度は合格者数は減少しているが、合格率は高くなっている。

表6 合格率推移表

	平成5年度	平成15年度
申込者	195,577	169,625
合格者	28,138	25,942
合格率	14.4%	15.3%

(2) 地域別

表6-1は合格者を地域と男女別に区別し、平成5年度及び15年度のそれぞれの合格者の男女別の人数、増減率及び対平成5年度との平成15年度の増減全体に占める割合を掲載している。

平成15年度で地域別の増減をみると、北海道・東北のみが増加しているが、他は減少している。人数では、合格者の多い大都市を抱える1都3県が他の地域よりも減少して、合格者の42.7%を占めているが、増減全体に占める比率では、減少数の49.6%を占めている。一方、減少率では、北関東・甲信越が他の地域よりも減少率は高い。

また、男女別でみると北海道・東北（男女）及び近畿（女）が増加している。

減少しているのは1都3県（男）が、人数では一番減少し、合格者の30.8%を占めているが、増減全体に占める比率では減少数の42.7%を占めている。一方、率では、北関東・甲信越（男）が一番減少している。

表6-1 合格者地域別・男女別推移表

地 域	性別	合格者数（人）		増 減 率 (B-A)/A	増減の全体に 占める割合 (B-A)/C
		平成5年度 A	平成15年度 B		
北海道・東北	男	1,281	1,354	5.7%	41.5%
	女	420	509	21.2%	50.6%
	計	1,701	1,863	9.5%	
北関東・甲信越	男	1,513	1,138	-24.8%	15.8%
	女	519	406	-21.8%	4.8%
	計	2,032	1,544	-24.0%	
一 都 三 県	男	9,004	7,992	-11.2%	42.7%
	女	3,245	3,082	-5.0%	6.9%
	計	12,249	11,074	-9.6%	
北 陸・東 海	男	2,294	2,193	-4.4%	4.3%
	女	860	812	-5.6%	2.0%
	計	3,154	3,005	-4.7%	
近 畿	男	3,719	3,380	-9.1%	14.3%
	女	1,312	1,326	1.1%	8.0%
	計	5,031	4,706	-6.5%	
中 国・四 国	男	1,224	1,180	-3.6%	1.9%
	女	531	495	-6.8%	1.5%
	計	1,755	1,675	-4.6%	
九 州	男	1,535	1,453	-5.3%	3.5%
	女	681	622	-8.7%	2.5%
	計	2,216	2,075	-6.4%	
合 計	男	20,570	18,690	-9.1%	
	女	7,568	7,252	-4.2%	
	計	28,138	25,942	-7.8%	
			C * 増減内訳 176 △ 2,372		

(3) 年代別

表6-2は、合格者を年代及び男女別に区分し、平成5年度及び15年度のそれぞれの合格者の男女別の人数、増減率及び対平成5年度との平成15年度の増減全体に占める割合を掲載している。

平成15年度の年代別で増減をみると、増加しているのは、30代、50代及び60代以上で、合格者の33.9%を占めている30代は、増減全体に占める比率の増加数の65.8%を占めている。一方、減少しているのは、10代、20

代及び40代で、合格者の40.3%を占めている20代は、増減全体に占める比率の減少数の59.2%を占めている。

また、年代別の男女でみると、増加しているのは、人数では、合格者の9.2%を占めている30代（女）が増減全体に占める比率の増加数の40%を占めている。一方、減少しているのは、合格者の27.6%を占めている20代（男）が増減全体に占める比率の減少数の42.5%を占めている。

表6-2 合格者年代別・男女別推移表

年 代	性別	合格者数（人）		増 減 率	増減の全体に占める割合
		平成5年度	平成15年度		
		A	B		
10 代	男	264	193	-26.9%	2.1%
	女	125	78	-37.6%	1.4%
	計	389	271	-30.3%	
20 代	男	8,624	7,159	-17.0%	42.5%
	女	3,879	3,304	-14.8%	16.7%
	計	12,503	10,463	-16.3%	
30 代	男	6,081	6,403	5.3%	25.8%
	女	1,893	2,392	26.4%	40.0%
	計	7,974	8,795	10.3%	
40 代	男	3,642	2,717	-25.4%	26.9%
	女	1,358	996	-26.7%	10.5%
	計	5,000	3,713	-25.7%	
50 代	男	1,622	1,826	12.6%	16.3%
	女	288	444	54.2%	12.5%
	計	1,910	2,270	18.8%	
60 代～	男	337	392	16.3%	4.4%
	女	25	38	52.0%	1.0%
	計	362	430	18.8%	
合 計	男	20,570	18,690	-9.1%	
	女	7,568	7,252	-4.2%	
	計	28,138	25,942	-7.8%	
			* 増減内訳 1,249 △ 3,445		

(4) 職業別

表6-3は、合格者を職業及び男女別に区分し、人数、増減率及び対平成5年度との平成15年度の増減全体に占める割合を掲載している。

平成15年度で職業別の増減をみると、増加しているのは、他業種、学生及びその他だけで他は減少している。特に合格者の8.6%を占める金融関係は、人数、率でも一番減少し、増減全体に占める比率の減少数の55.5%を占めている。

職業別男女でみると、増加しているのは、不動産業（女）、他業種（男女）、学生（女）及びその他（男）で、合格者の11%を占めているその他（男）は、増減全体に占める比率の増加数の40.4%を占めている。減少しているのは、合格者の7.1%を占めている金融関係（男）及び17.3%を占めている不動産業（男）は、増減全体に占める比率の減少数では金融関係（男）49.3%及び不動産業（男）26.1%を占めている。

表6-3 合格者職業別・男女別推移表

職 業	性別	合格者数（人）		増 減 率	増減の全体に 占める割合
		平成5年度	平成15年度		
		A	B		
不 動 産 業	男	5,532	4,480	-19.0%	26.1%
	女	1,707	1,898	11.2%	10.4%
	計	7,239	6,378	-11.9%	
金 融 関 係	男	3,815	1,829	-52.1%	49.3%
	女	656	406	-38.1%	6.2%
	計	4,471	2,235	-50.0%	
他 業 種	男	6,862	7,340	7.0%	26.1%
	女	1,578	1,925	22.0%	19.0%
	計	8,440	9,265	9.8%	
学 生	男	2,255	2,195	-2.7%	1.5%
	女	718	792	10.3%	4.0%
	計	2,973	2,987	0.5%	
主 婦	男	0	0		
	女	1,936	1,355	-30.0%	14.4%
	計	1,936	1,355	-30.0%	
そ の 他	男	2,106	2,846	35.1%	40.4%
	女	973	876	-10.0%	2.4%
	計	3,079	3,722	20.9%	
合 計	男	20,570	18,690	-9.1%	
	女	7,568	7,252	-4.2%	
	計	28,138	25,942	-7.8%	
			C *増減内訳 1,830 △ 4,026		

4 その他の状況

(1) 世代別の状況

表7は、平成15年度における申込者、受験者及び合格者を、明治、大正、昭和及び平成の出生元号別、男女別に区分し、掲載している。明治生まれはいなくなったが、平成生まれが申込及び受験をしている。今後も、昭和生まれが主流となり、大正生まれは減少し、平成生まれが増加していくことが想定される。

平成15年度までの最高齢者は、申込者及び受験者が平成14年度の93歳、合格者が平成15年度の88歳である。

表7 平成15年度における世代別の状況

元号	性別	申込者	受験者	合格者
明治	男	0	0	0
	女	0	0	0
	計	0	0	0
大正	男	58	52	1
	女	6	6	0
	計	64	58	1
昭和	男	159,972	128,339	18,689
	女	50,134	41,218	7,252
	計	210,106	169,557	25,941
平成	男	4	3	0
	女	8	7	0
	計	12	10	0
合計	男	160,034	128,394	18,690
	女	50,148	41,231	7,252
	計	210,182	169,625	25,942

(2) 若年者の状況

表8は、平成8年度から受験資格要件が撤廃され誰でも受験できるようになったので、18才未満の若年者を平成8年度から15年度まで、申込者、受験者及び合格者の人数を掲載している。

平成15年度までの最若年者は、申込者及び受験者が平成14年度の10才、合格者が平成14年度の13才の中学2年の男性である。

表8 平成8年度から15年度までの若年者の状況

年令	申込者	受験者	合格者
10才	1	1	0
11才	1	1	0
12才	7	6	0
13才	25	20	1
14才	40	33	2
15才	150	140	9
16才	483	438	15
17才	800	708	32
合計	1,507	1,347	59

(3) 指定講習修了者の推移

表9は、指定講習修了者を平成9年度から15年度までを、男女別に申込者、受験者、受験率、合格者、合格率及び全体の構成比を記載している。

申込者は、平成12年度からは、4,000人台で推移し、減少傾向にある。

受験率は平成11年度以外は90%を超えている。

合格率は、平成11年度の31.6%が一番高く、初年度の19.7%が一番低い。また、男女別の合格率では、初年度から女性が高く推移している。

表9 指定講習修了者推移表

年度	性別	申込者	受験者		合格者	
				受験率		合格率
9	男	4,491	4,230	94.2%	801	18.9%
	女	1,005	930	92.5%	218	23.4%
	計	5,496	5,160	93.9%	1,019	19.7%
	総計比	2.3%	2.7%		3.8%	
10	男	5,531	4,969	89.8%	962	19.4%
	女	1,182	1,071	90.6%	234	21.8%
	計	6,713	6,040	90.0%	1,196	19.8%
	総計比	3.0%	3.4%		4.8%	
11	男	5,512	4,922	89.3%	1,543	31.3%
	女	1,228	1,122	91.4%	369	32.9%
	計	6,740	6,044	89.7%	1,912	31.6%
	総計比	3.0%	3.4%		6.8%	
12	男	4,026	3,678	91.4%	866	23.5%
	女	952	857	90.0%	255	29.8%
	計	4,978	4,535	91.1%	1,121	24.7%
	総計比	2.4%	2.7%		4.3%	
13	男	3,874	3,550	91.6%	822	23.2%
	女	821	764	93.1%	197	25.8%
	計	4,695	4,314	91.9%	1,019	23.8%
	総計比	2.3%	2.6%		4.0%	
14	男	3,876	3,580	92.4%	754	21.1%
	女	881	810	91.9%	214	26.4%
	計	4,757	4,390	92.3%	968	22.1%
	総計比	2.3%	2.6%		3.3%	
15	男	3,629	3,265	90.0%	785	24.0%
	女	848	774	91.3%	206	26.6%
	計	4,477	4,039	90.2%	991	24.5%
	総計比	2.1%	2.4%		3.8%	

* 「総計比」は、全体の申込者、受験者、合格者に占める指定講習修了者の割合である。

平成15年度 宅建試験協力機関一覧表

	No	団 体 名	電話番号	〒	所 在 地
北海道・東北ブロック	01	社北海道宅地建物取引業協会	(011) 642-4422	060-0001	札幌市中央区北一条西17-1 北海道不動産会館
	02	社青森県宅地建物取引業協会	(017) 722-4086	030-0861	青森市長島3-11-12 青森県不動産会館
	03	財岩手県建築住宅センター	(019) 623-4414	020-0887	盛岡市上ノ橋町1-50 岩織ビル内
	04	社宮城県宅地建物取引業協会	(022) 266-2273	984-0073	仙台市若林区荒町143 宮城県不動産会館
	05	社秋田県宅地建物取引業協会	(018) 865-1671	010-0942	秋田市川尻大川町1-33 秋田県不動産会館
	06	社山形県宅地建物取引業協会	(023) 623-7502	990-0023	山形市松波1-10-1 山形県不動産会館
	07	社福島県宅地建物取引業協会	(024) 531-3445	960-8131	福島市北五老内町1-3 法曹ビル
北関東・甲信越ブロック	08	社茨城県宅地建物取引業協会	(029) 225-5300	310-0066	水戸市金町3-1-3 茨城県不動産会館
	09	財栃木県建設総合技術センター	(028) 626-3186	321-0974	宇都宮市竹林町1030-2 栃木県河内庁舎別館
	10	社群馬県宅地建物取引業協会	(027) 243-3388	379-2154	前橋市天川大島町1-4-37 群馬県不動産会館
	15	社新潟県宅地建物取引業協会	(025) 247-1177	950-0084	新潟市明石1-3-10 新潟県建会館
	19	社山梨県宅地建物取引業協会	(055) 243-4300	400-0853	甲府市下小河原町237-5 山梨県不動産会館
	20	社長野県宅地建物取引業協会	(026) 226-5454	380-0836	長野市南県町999-10 長野県不動産会館
4都県ブロック	11	社埼玉県弘済会	(048) 822-7926 (048) 824-2111 内線 7414/7415/7416	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-14-21 県職員会館4F
	12	財千葉県まちづくり公社	(043) 224-4701	260-0013	千葉市中央区中央4-13-28 新都市ビル9F
	13	財東京都防災・建築まちづくりセンター	(03) 5466-2470	150-8503	渋谷区渋谷1-15-9 美竹ビル
	14	社神奈川県土地建物保全協会	(045) 312-1411	231-8613	横浜市中区日本大通33 県住宅供給公社ビル
北陸・東海ブロック	16	社富山県宅地建物取引業協会	(076) 425-5514	930-0033	富山市元町2-3-11 富山県不動産会館
	17	社石川県宅地建物取引業協会	(076) 291-2255	921-8047	金沢市大豆田本町46-8 石川県不動産会館
	18	社福井県宅地建物取引業協会	(0776) 24-0680	910-0004	福井市宝永4-4-3 福井県不動産会館
	21	社岐阜県宅地建物取引業協会	(058) 275-1171	500-8358	岐阜市六条南2-5-3 岐阜県不動産会館
	22	社静岡県宅地建物取引業協会	(054) 246-7150	420-0839	静岡市鷹匠3-18-16 静岡県不動産会館
	23	社愛知県宅地建物取引業協会	(052) 953-8040	451-0031	名古屋市西区城西5-1-14 愛知県不動産会館
	24	社三重県宅地建物取引業協会	(059) 227-5018	514-0008	津市上浜町1-6-1 三重県不動産会館
近畿ブロック	25	社滋賀県宅地建物取引業協会	(077) 524-5456	520-0044	大津市京町3-1-3 辻坂ビル 滋賀県不動産会館
	26	社京都府宅地建物取引業協会	(075) 415-2140	602-0915	京都市上京区中立売通新町西入三丁目453-3 京都府不動産会館
	27	財大阪府宅地建物取引主任意者センター	(06) 6944-0281	540-0036	大阪市中央区船越町2-2-1 大阪府不動産会館3F
	28	社兵庫県宅地建物取引業協会	(078) 382-0141	650-0012	神戸市中央区北長狭通5-5-26 兵庫県不動産会館
	29	社奈良県宅地建物取引業協会	(0742) 61-4528	630-8133	奈良市大安寺6-20-3 奈良県建会館
	30	社和歌山県宅地建物取引業協会	(073) 471-6000	640-8323	和歌山市太田143-3 和歌山県不動産会館
中国ブロック	31	社鳥取県宅地建物取引業協会	(0857) 23-3569	680-0036	鳥取市川端二丁目125 鳥取県不動産会館2F
	32	財鳥根県建築住宅センター	(0852) 26-4577	690-0883	松江市北田町35-3 建築会館内
	33	社岡山県総合協力事業団	(086) 232-1315	700-0824	岡山市内山下1-3-7 県土連ビル5F
	34	社広島県宅地建物取引業協会	(082) 243-0011	730-0046	広島市中区昭和町11-5 広島県不動産会館
	35	社山口県宅地建物取引業協会	(083) 973-7111	754-0021	山口県吉敷郡小郡町黄金町5-16 山口県不動産会館
四国ブロック	36	社徳島県宅地建物取引業協会	(088) 625-0318	770-0941	徳島市万代町5-1-5 徳島県不動産会館
	37	社香川県宅地建物取引業協会	(087) 823-2300	760-0067	高松市松福町1-10-5 香川県不動産会館
	38	社愛媛県宅地建物取引業協会	(089) 943-2184	790-0807	松山市平和通6-5-1 愛媛県不動産会館
	39	社高知県建設技術公社	(088) 892-2175	781-2120	高知県吾川郡伊野町枝川2410-7
九州ブロック	40	財福岡県建築住宅センター	(092) 737-8013	810-0001	福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡5F
	41	社佐賀県楠風会	(0952) 23-0201	840-0041	佐賀市城内1-6-5 佐賀県庁南別館西庁舎内
	42	社長崎県宅地建物取引業協会	(095) 848-3888	852-8105	長崎市目覚町3-19 長崎県不動産会館
	43	社熊本県宅地建物取引業協会	(096) 213-1355	862-0950	熊本市水前寺6-1-31 熊本県不動産会館
	44	大分県庁交友会	(097) 536-3960	870-8501	大分市大手町3-1-1 県庁職員課内
	45	財宮崎県建築住宅センター	(0985) 50-5573	880-0913	宮崎市恒久1-7-14
	46	財鹿児島県住宅・建築総合センター	(099) 224-4539	890-0838	鹿児島県新屋敷町16-228
	47	社沖縄県宅地建物取引業協会	(098) 861-3402	900-0021	那覇市泉崎1-12-7 沖縄県不動産会館